

競争ルールの検証に関するWG（第53回） 関係者ヒアリング ご説明資料

KDDI株式会社

2024年3月13日



1 ネットワーク利用制限

2 指定対象事業者の見直し

3 通信モジュール

**1****ネットワーク利用制限****2**

指定対象事業者の見直し

3

通信モジュール



1. ネットワーク利用制限

弊社が販売した端末において、以下の4類型で、弊社網の利用を停止する措置を実施
2023年度のネットワーク利用制限の登録件数は下表のとおり

ネットワーク利用制限の4類型

1. 代金債務（立替払などに係る債務を含む）の履行がなされていない携帯電話機
2. au Style/auショップなどの販売店での窃盗（盗難）や詐欺などの犯罪行為により、不正に入手された携帯電話機
3. 本人確認書類偽造や申込書の記載内容（氏名、住所、生年月日など）に虚偽の申告が含まれているなど、不正な契約により入手された携帯電話機
4. 交換用携帯電話機お届けサービスで回収、利用できないことになった携帯電話機

登録件数の推計値

構成員限り



1. ネットワーク利用制限

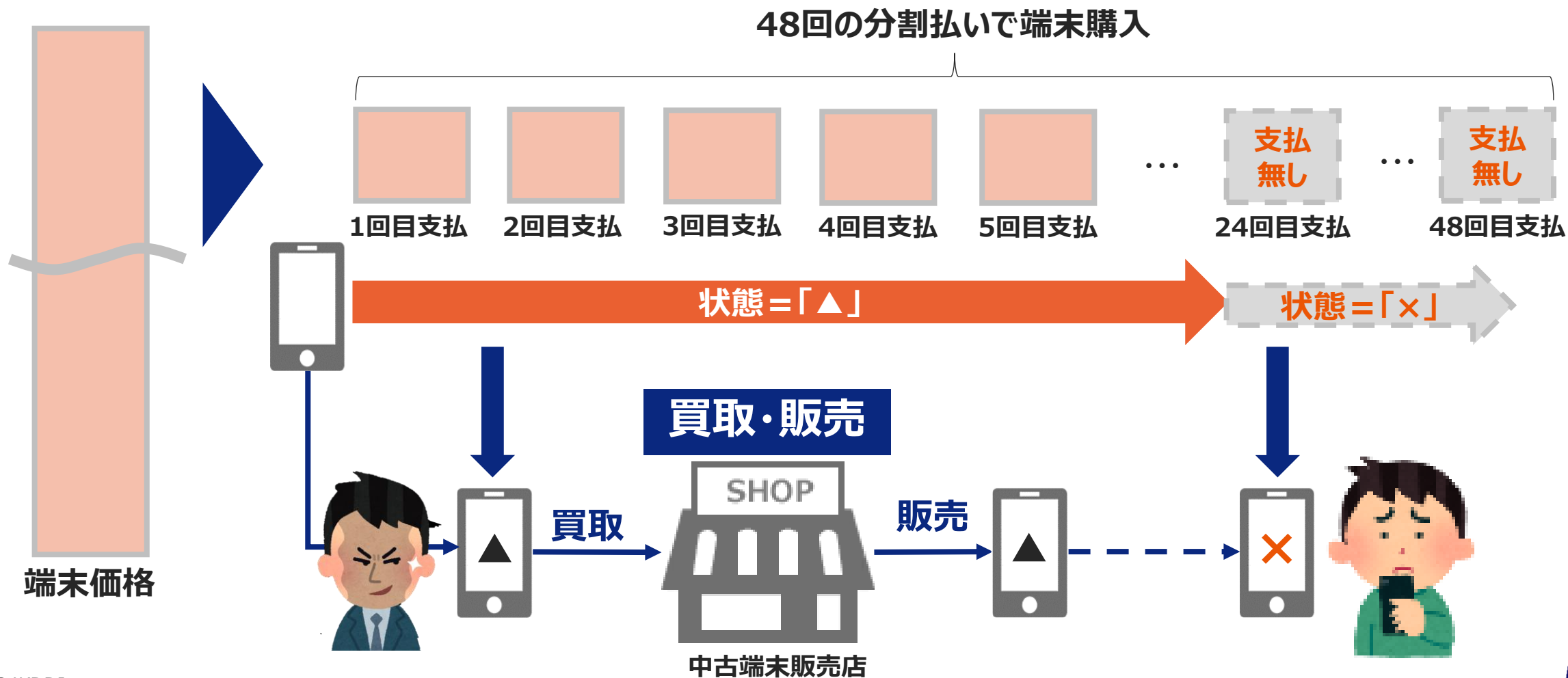
ネットワーク利用制限については、代金未払い端末の転売抑止効果
及び不正に取得された端末を利用した犯罪への転用抑止効果などがあると認識





1. ネットワーク利用制限

端末の債務不履行などが確認できた場合に講ずる措置がネットワーク利用制限





1. ネットワーク利用制限

中古端末販売業者が「▲」端末（分割支払い中）を販売する際に購入者に対して
メリット・デメリットを十分説明（周知徹底）することが重要



中古端末販売業者が購入者に対して
「▲」端末のデメリット（リスク）を丁寧に説明の上、中古端末を販売
メリット：端末価格が「○」端末より安い
デメリット：「×」端末になったら該当事業者網を使えなくなる可能性



1. ネットワーク利用制限

**ネットワーク利用制限を禁止した場合
 転売ヤー問題の再燃やそのような端末を利用した犯罪を助長する可能性
 なお、ある中古販売業者のHPでは、「▲」端末が「×」になる可能性は0.15%との記載
 中古端末市場活性化の効果は未知数**

▲のメリット・デメリット

—メリット

✔ 安い
 ✔ ×にならない限り使える

ネットワーク利用制限が ▲ 判定の商品は、最新端末や人気端末でも大幅に安い値段で販売されています。また、×にならない限りは問題なく使用できます。
※ × になってもWi-Fi運用の場合は影響を受けずに使い続けることができます。

—デメリット

✔ 将来的に × になる可能性がある

どれくらい安い？リスクは？

—どれくらい安い？

例えば、iPhone12 128GB 中古Cランクの場合 ※2023年6月現在

ネットワーク利用制限 ○	VS	ネットワーク利用制限 ▲
57,800 <small>(税込)</small>		52,800 <small>(税込)</small>

5,000円 安く買える！

✔ どちらも使えることには変わらないのにこんなに安くなる！

—×になる可能性は？

✔ 当店の場合、×になる確率は **わずか0.15%** です！

※低い確率ではありますが、0（ゼロ）ではありません。

※2年分(2021、2022年)の集計結果です。

✔ 実はけっこう売れてます！

	ネットワーク利用制限 ▲ iPhone13シリーズを見る		ネットワーク利用制限 ▲ iPhone14シリーズを見る
	ネットワーク利用制限 ▲ iPhoneSE第3世代シリーズを見る		ネットワーク利用制限 ▲ iPad第10世代シリーズを見る
	ネットワーク利用制限 ▲ iPad mini6シリーズを見る		ネットワーク利用制限 ▲ Xperia5 IVシリーズを見る
	ネットワーク利用制限 ▲ Galaxy S23シリーズを見る		ネットワーク利用制限 ▲ Pixel 7aシリーズを見る
	ネットワーク利用制限 ▲ Apple Watch series8シリーズを見る		

「▲」端末は安く購入できるといいうメリットが大きいな。



出典：イオシスホームページ

**1**

ネットワーク利用制限

2

指定対象事業者の見直し

3

通信モジュール



2. 指定対象事業者の見直し

MNOは以下の理由により事業法第27条の3の指定対象事業者となっている
「自ら周波数の割当てを受けてネットワークを運用する事業者は競争への影響が少ないとは考えられない」

この考え方を変更する環境変化は生じていない

電気通信事業法第27条の3の指定対象事業者の基準	50
(1) 制定当初	
○ 規律の対象事業者の基準について、省令において、MVNO（MNOの特定関係法人を除く。）に関する基準（シェア 0.7% ）のみを定めていた。このため、 MNO（及び特定関係法人）はシェアに関係なく全事業者が規律の対象。	
○ これは、省令制定時、 MNO 4 者は周波数の割当てを受けて自らネットワークを運用する事業者であり、競争への影響が少ないとは考えられないこと、その特定関係法人はMNO 4 者における潜脱を防止する必要性から競争への影響が少ないとは考えられないこと、特定のMVNOは利用者の数が100万を超える事業者であり競争への影響が少ないとは言えないと考えられたため。	
(2) 令和5年省令改正（競争WG2023を踏まえた、MVNOの基準見直し）	
○ MVNOに関する基準の割合を0.7%から4%に変更する制度改正を実施。	
○ これは、競争WG2023において、MVNOの基準見直しを検討し、次のとおり取りまとめられことを踏まえた措置。	
・ 改正法施行時と比較してMVNOのMNOに対する相対的な競争力は低下しており※、通信市場における現時点での競争状況においては、MVNOの競争への影響は少ないと考えられること	
※ MNOとMVNOとの契約者シェアについては、改正法施行の前後で比較すると、 施行前はMVNOのシェアが年1.2%の伸びを見せていたが、施行後はほぼ横ばいとなっており、施行前の勢いはなくなっている。また、MNOの新料金プランの導入により、MVNOにおける従前の価格優位性が低下している。	
・ 2022年7月の楽天モバイルの料金プラン改定が他の事業者の事業戦略に一定の影響を与えたことを踏まえれば、MVNOであっても、その改定当時の楽天モバイルの契約者数（約500万人）程度の契約者を有する場合は、事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくないとも考えられること	
・ MVNOの指定対象範囲を4%（約500万人相当）とすることが適当	
○ 他方、 MNOについては基準を変更していない。	

事業法第27条の3の制定当初（2019年10月）から考え方を変更する環境変化は生じていない



2. 指定対象事業者の見直し

報告書2023においては、**楽天モバイルの競争への影響を踏まえ、指定対象範囲を見直し既に600万契約を超える楽天モバイルを対象外とすることは昨年未改定の整理を覆すもの**
特に、IIJ・オプテージを指定対象外としたことによる競争環境への影響について検証せず更なる制度見直しを行うことについて反対

(略) **2022年7月の楽天モバイルの料金プラン改定が他の事業者の事業戦略に一定の影響を与えた**ことを踏まえれば、MVNOであっても、その**改定当時の楽天モバイルの契約者数(約500万人)程度の契約者を有する場合は、事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくない**とも考えられることから、MVNOの指定対象範囲を4% (約500万人相当) とすることが適当である。

出典：「競争ルールの検証に関する報告書 2023」



2. 競争を一層促進するための実効性の高い対策 (2/2)

今回の見直しのひとつに「規律対象となる事業者範囲の見直し」があるが一部の事業者を指定対象外としたことによる**競争環境に与える影響を見極めるべき**

MNO	MVNO	
	MNOの特定関係法人	その他MVNO
<ul style="list-style-type: none"> NTTドコモ 	<ul style="list-style-type: none"> NTTコミュニケーションズ NTTビジネスソリューションズ NTTPCコミュニケーションズ NTT BP NTTメテアサブライ NTTリミテッド・ジャパン ドコモCS 	シェアが 0.7% 4%超
<ul style="list-style-type: none"> KDDI 沖縄セルラー電話 UQコミュニケーションズ 	<ul style="list-style-type: none"> ジェイコム地域会社(11社)※ ソラコム 中部テレコミュニケーション ビックロフ 	計 28社 (現行は計30社)
<ul style="list-style-type: none"> ソフトバンク 		
<ul style="list-style-type: none"> 楽天モバイル 	<ul style="list-style-type: none"> 楽天コミュニケーションズ 	

※ 大分ケーブルテレコム、ケーブルネット下関、ジェイコムウエスト、ジェイコム九州、ジェイコム埼玉・東日本、ジェイコム札幌、ジェイコム湘南・神奈川、ジェイコム千葉、ジェイコム東京、土浦ケーブルテレビ、横浜ケーブルビジョン

出典：「競争ルールの検証に関するWG (第49回)」弊社説明資料

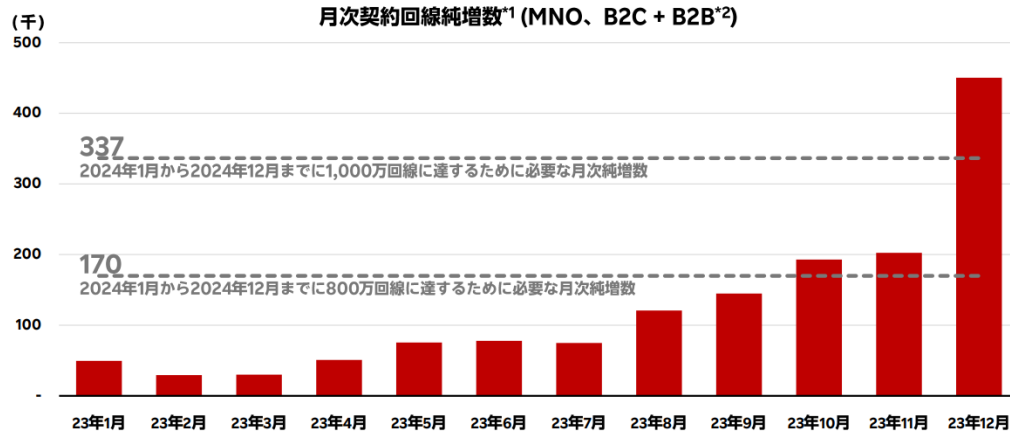


2. 指定対象事業者の見直し

MNO・MVNO共通の閾値（10%・25%）を設ける場合に 指定から外れる**楽天モバイルの競争力は年々増している**

楽天モバイル契約獲得状況

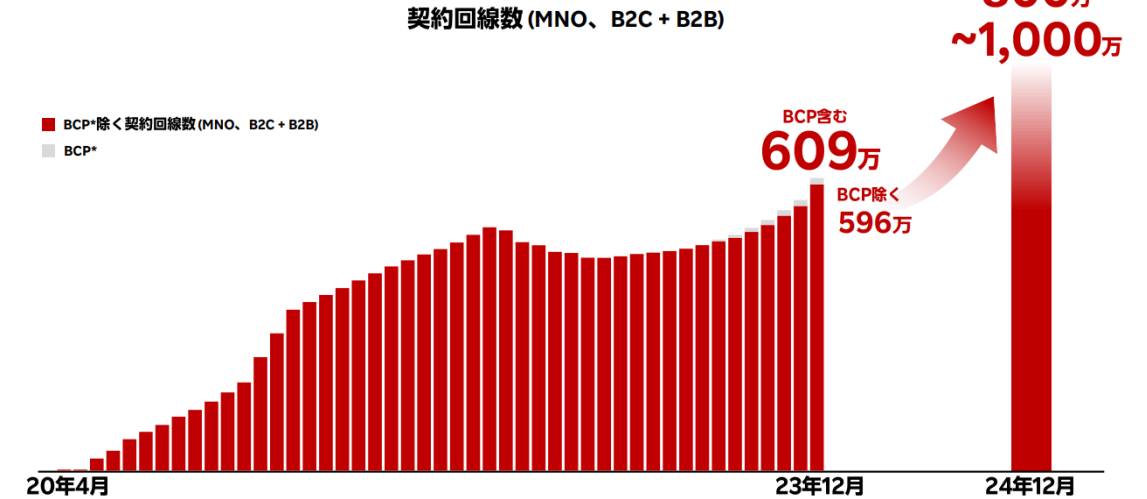
- 2023年下半期におけるB2Bの大幅な増加により、純増数は大幅に増加
- B2C獲得を加速させるためマーケティング強化へ



^{*1}当月契約回線数と前月契約回線数の差額。
^{*2}B2Cを除く。BCPとは、B2BにおいてBusiness Continuity Plan用途に販売しているプラン。



楽天最強プラン及びB2Bサービスの開始に伴い契約獲得は加速



*B2BにおいてBusiness Continuity Plan用途に販売しているプラン。



出典：楽天グループ資料「2023年度通期及び第4四半期決算説明会CEOグループ戦略」

楽天モバイルの認知度は非常に高いのではないが 楽天グループで見た場合も相当規模の顧客基盤を有しており 市場への影響は大きいと考えられる

(参考) クープマンの目標値

市場における各企業のシェアを持つ意味合いに注目し、市場シェアの目標値を定めた「クープマンの目標値」によれば、第二種指定事業者相当（シェア10%以上）を対象とした場合でも、市場認知シェア（10.9%）を下回る

クープマンの目標値		
独占的市場シェア	73.9%	独占的寡占状態
安定的トップシェア	41.7%	業界における優位な地位を確保
市場影響シェア	26.1%	市場に影響力を有する
並列的競争シェア	19.3%	複数企業で拮抗する競争状態
市場認知シェア	10.9%	生活者に純粋想起される
市場存在シェア	6.8%	市場において存在が許される最低レベル
市場橋頭保シェア	2.8%	市場参入への足がかりを得た状況

参照：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 (<https://www.murc.jp/library/terms/ka/koopman/>)
GMOリサーチ株式会社 (<https://gmo-research.jp/research-column/market-share>)

R 24

フィンテックセグメント：2023主要KPI

楽天カード 発行枚数 +7.1% 前年末対比 3,007万枚	楽天カード ショッピング取扱高 +16.4% 前年比 21.1兆円	楽天証券 総合口座数 +18.1% 前年末対比 1,020万口座	楽天証券 預り資産* +37.7% 前年末対比 25.0兆円 <small>*日本会計基準</small>
--	---	--	--

R 21

出典：「競争ルールの検証に関するWG（第49回）」楽天モバイル説明資料

出典：楽天グループ資料「2023年度通期及び第4四半期決算説明会CEOグループ戦略」

MMD研究所の調査結果：
楽天モバイルのMNOサービス、認知は75.6%
（2020年4月3日発表）

https://mmdlabo.jp/investigation/detail_1856.html

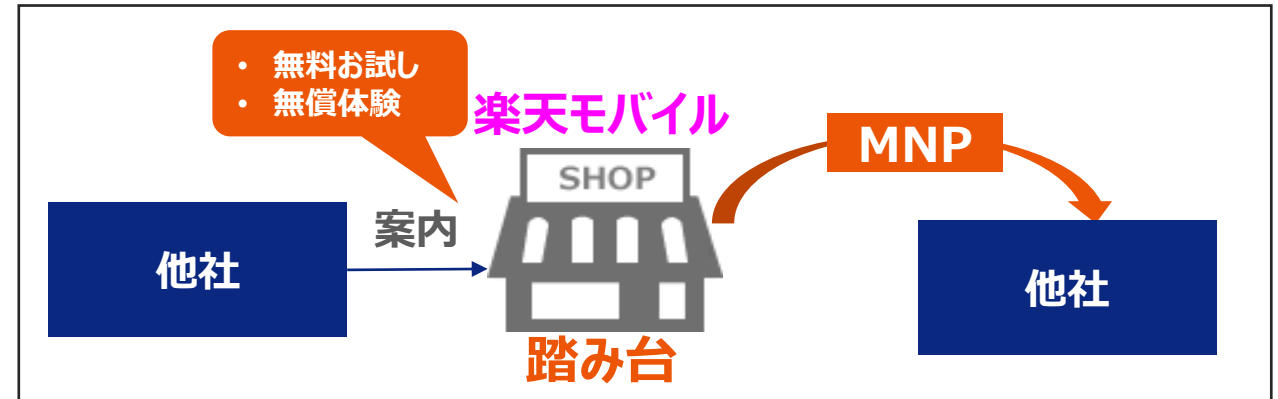
影響力の高い楽天モバイルが実施したい施策については
 いわゆる「**踏み台**」問題を助長させる可能性が高く、これまでの政策目的に逆行
 なお、規制緩和をしなくても、条件によっては現行ガイドラインでも実施可能であると想定

楽天モバイルが実施したい施策

- ① 30日間有効の無料お試しSIMをエリア限定で配布
- ② 6ヵ月間の通信サービス無償体験または全額ポイントバック
- ③ 新規契約者限定で合計3万円分のポイント付与

上記が現行ガイドラインで実施不可である理由

- a. 新規契約者に通信料割引を行うことはNG
- b. 新規契約者に継続利用を条件として利益提供を行うことはNG
- c. SIMのみ新規契約者に上限2万円を超える利益提供を行うことはNG



構成員限り

**1**

ネットワーク利用制限

2

指定対象事業者の見直し

3

通信モジュール



3. 通信モジュール

■ヒアリング事項

通信モジュール向けの通信サービスに関して、使用する場所・場面等が相当程度特定されている場合は指定対象役務から除外することについてどのように考えるか。

**通信モジュールの機能によって
規律対象・対象外の判断が変わる仕組みについて見直しが必要
= 指定対象役務から除外**

通信モジュールを搭載した様々なIoTデバイスがインターネットにつながり、多様な用途での利用が期待される中、現状の端末割引規制は、**スマホ等の市場とは異なる市場におけるイノベーションの芽を摘む可能性。**

通信モジュールは一律規制対象外とすることが望ましいが、
少なくとも車載モジュールやドローンなどのように、**場所・場面等が相当程度特定されている場合は
指定対象役務から除外することについて賛同。**

3. その他モバイル市場の競争促進に資する対策 (1/2)

11

通信モジュールは事業法第27条の3等の規律の対象外一方で、様々なIoTデバイスがインターネットにつながり多様な用途での利用が広がる中通信モジュールの機能によって規律対象・対象外の判断が変わる仕組みは見直しが必要

例) 車載モジュール

通信モジュールに該当

①センター通信（地図の更新等）のみ



通信モジュールに該当せず事業法27条の3の規律対象？

②車内Wi-Fi（テザリング）が可能（最近のコネクテッドカー）



コネクテッドサービス（役務）の加入を条件としたら、カーナビや車の値引きが4万円まで？

通信モジュールは機能の有無により規律対象・対象外の判断を行うのではなく一律、本規制の対象外とすべき

「つなぐチカラ」を進化させ、
誰もが思いを実現できる社会をつくる。

KDDI VISION 2030

